

衆議院議員の選挙

衆議院議員の選挙制度は小選挙区比例代表並立制です。

○小選挙区選挙（定数289人）と比例代表選挙（定数176人）の2つの選挙によって議員を選びます（定数 計465人）

○小選挙区選挙は、1選挙区から1人の議員を選びます。

○比例代表選挙は、全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。

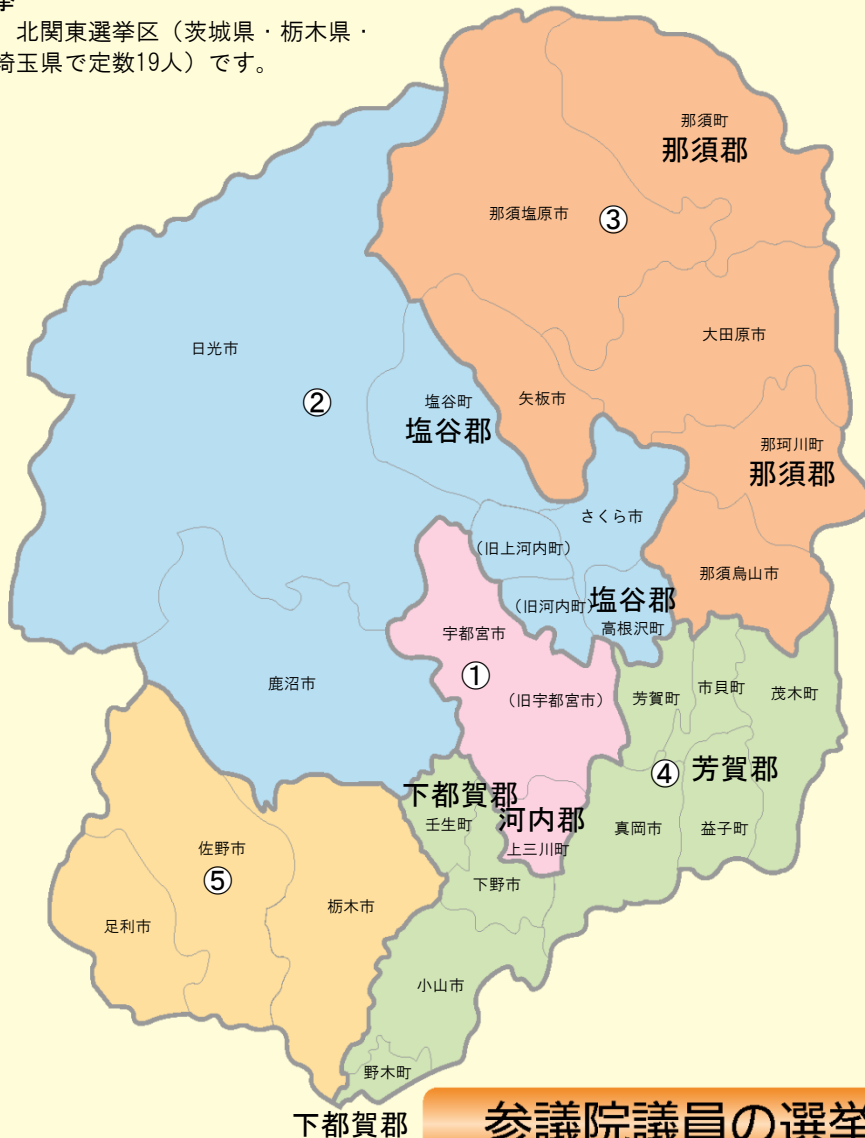
小選挙区選挙

○栃木県は、5つの小選挙区に分かれます。

第1区	宇都宮市のうち旧宇都宮市の区域、河内郡
第2区	宇都宮市のうち旧上河内町・旧河内町の区域、鹿沼市、日光市、さくら市、塩谷郡
第3区	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、那須郡
第4区	小山市、真岡市、下野市、芳賀郡、下都賀郡
第5区	足利市、栃木市、佐野市

比例代表選挙

○栃木県は、北関東選挙区（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県で定数19人）です。



参議院議員の選挙

○選挙区選挙（定数148人）と比例代表選挙（定数100人）の2つの選挙によって議員を選びます（定数 計248人、3年ごとに半数を改選）。

○選挙区選挙の栃木県の定数は2人です。

○比例代表選挙は全国区で行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。